

東京国際エアカーゴターミナル管理基準

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (適用)
- 第4条 (入構証の種類及び有効期限)
- 第5条 (承認)
- 第6条 (当ターミナル管理基準等の講習)
- 第7条 (入構証の申請)
- 第8条 (入構証の発行)
- 第9条 (入構証の提示・着用義務)
- 第10条 (入構証の管理義務)
- 第11条 (車両誘導の遵守事項)
- 第12条 (当ターミナル内の遵守事項)
- 第13条 (事故等の通報)
- 第14条 (身分、所持品の確認)
- 第15条 (当ターミナルゲートの運用)
- 第16条 (違反行為の措置)
- 第17条 (その他)
- 第18条 (改廃)
- 第19条 (施行)

(目的)

第1条

この基準は、空港保安ガイドラインに基づき、東京国際エアカーゴターミナル（以下「当ターミナル」という）における立入方法等を定め、同地区の安全と秩序を維持し、円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

- 1 当ターミナルとは、PFI事業法に基づき、国と東京国際エアカーゴターミナル株式会社（以下「**TIACT**」という）が契約を締結し定めた事業用地をいう。
- 2 東京国際空港国際線地区貨物ターミナル入構証（以下「入構証」という）とは、当ターミナルへの立入りを承認された証書をいう。

3 入構証は、TIACT が承認し、発行するものとする。

(適用)

第3条

1 この基準は、以下の各号に適用する。

- (1) 当ターミナル内の TIACT 及び TIACT と賃貸借契約を交わしている事業者（以下「テナント」という）。
- (2) 貨物事業、施設事業を行う TIACT の業務委託先。
- (3) 貨物運送事業者（個人による貨物送受を含む）等当ターミナルに立ち入る者。
- (4) その他業務のため当ターミナルに立入る必要がある者。
- (5) 上記（1）号乃至（4）号以外の者で、TIACT が特に必要と認めた者。

2 この規程は、以下の各号には一部適用しない。

- (1) 東京国際空港 ID カードを所持する人及び車両。
- (2) 警察及び消防等の緊急車両並びに当該車両に乗務する者。

(入構証の種類及び有効期限)

第4条

1 入構証の区分は従業者入構証、利用者入構証、ビジター入構証、車両入構証、小型車両登録証、ビジター車両入構証、短期入構証、短期車両入構証の8種類とし、その区分内容は TIACT 入構証発行要領に定めるものとする。

2 入構証の有効期限は下記の通りとする。

- (1) 従業者入構証、利用者入構証、車両入構証、小型車両登録証の有効期限は原則として3年以内。
- (2) ビジター入構証、ビジター車両入構証の有効期限は24時間以内。
- (3) 短期入構証、短期車両入構証の有効期限は1ヶ月以内。

(承認)

第5条

1 入構証の発行を依頼するものは、次項2に該当する場合を除き、事前に所定の申請を行い、TIACT の承認を受けるものとする。

2 入構証を所持していない人、車両が TIACT 構内に正当な入構目的があり入構を希望する場合は、申請書を記入した上でビジター入構証、ビジター車両入構証を当ターミナルに立ち入る際に貸し出すものとする。

(当ターミナル管理基準等の講習)

第6条

第5条に該当し、ビジター以外の入構証の申請を行う事業者は、各事業者内で管理責任者を定め、「当ターミナル管理基準等」の講習を受けるものとし、当該事業者の役職員に対して管理を周知徹底させるものとする。(講習会は原則として、1年に1回開催する)

(入構証の申請)

第7条

ビジター以外の入構証の申請は、申請会社の管理責任者が必要事項を記入の上、TIACTへ申請するものとする。

(入構証の発行)

第8条

入構証は、TIACTが申請内容を審査した後に発行するものとする。

(入構証の提示・着用義務)

第9条

- 1 当ターミナルに立入る場合は、入構証を各ゲート警備員に掲示しなければならない。
- 2 当ターミナルにおいて、人及び車両は入構証を常時目視可能な位置に着用又は提示しなければならない。
- 3 当ターミナルに入構証を所持しない者が立入る場合は、各ゲートにてビジター入構証の発行を受け、同地区から退出する際に、ゲートで同証を返還するものとする。
- 4 TIACTより提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(入構証の管理義務)

第10条

- 1 申請会社の管理責任者は、発行された入構証について以下の管理業務を実施するものとする。
 - (1) 登録している職員・従業員の異動・退職及び車両の変更・廃車等により入構証が不要となった場合は、遅延なく登録抹消の手続きをTIACTに行うものとする。
 - (2) 入構証を紛失した場合は、直ちにTIACT内中央監視室(電話:03-5757-7522)に報告を行い、入構証発行センターにて紛失及び再発行の手続きを行うものとする。
 - (3) 再交付、登録抹消等により不要となった入構証は直ちにTIACTに返却しなければならない。
- 2 本条第1項(1)号乃至(3)号の管理に不備があると判断された場合、TIACTは承認の取消等の措置を講じるものとする。

3 TIACTは必要に応じ、事業者に対して入構証の管理状況の報告を求めることができる。

(当ターミナル内の遵守事項)

第11条

当ターミナルにおいては、以下の各号に定める事項を遵守するものとする。

- 1 路上駐車、路上での荷捌き及び積降載、その他迷惑行為の禁止。
- 2 構内道路交通動線（一方通行、一時停止、制限速度、通行区分帯）の遵守。
- 3 待機場利用制約（待機時間、待機区分帯、アイドリングストップ）の遵守。
- 4 指定場所以外での構内喫煙の禁止。
- 5 東京国際空港IDカード第1種から第3種を掲示していないものの貨物上屋内から制限区域への立入禁止。
- 6 各専有部への許可のない立入の禁止。
- 7 道路交通法に準ずる構内道路の利用（別途定める場合を除く）。
- 8 その他TIACTが必要に応じて本ターミナル管理基準等で遵守事項として定め公開する事項。

(事故等の通報)

第12条

- 1 当ターミナルにおいて次に掲げる事態の発生を知ったときは、直ちにTIACTに通報するとともに、必要があると認めるときは、警察または消防機関に通報しなければならない。
 - (1) 当ターミナルの設備及び車両を損傷せしめるなどの事故の発生を知ったとき。
 - (2) 不法侵入者を発見したとき。
 - (3) 不審物を発見したとき。
 - (4) 本項(1)号乃至(3)号のほか、異常事態の発生を知ったとき。
- 2 車両事故をおこした事業者は、事後速やかに報告書をTIACTに提出しなければならない。

(身分、所持品の確認)

第13条

TIACTは当ターミナルの管理上必要があるときは、立入り者の身分、及び所持品、車両の積載物等の確認をすることができる。

(当ターミナルゲートの運用)

第14条

- 1 入場ゲート、退場ゲート、歩行者用ゲート、制限区域ゲートは、原則24時間運用とす

る。ただし、航空局の指導もしくは、TIACTが必要と判断した場合は、変更するものとする。

- 2 緊急ゲートは、緊急時または必要に応じ、TIACTが必要と判断した場合、使用するものとする。

(違反行為の措置)

第15条

この基準に違反した場合は、入構証を返却させる場合がある。

(その他)

第16条

本基準の運用に必要となる詳細の事項については、別途要領等を定めるものとする。

(改廃)

第17条

本基準の改廃に関する手続きについては、別にこれを定めるものとする。

(施行)

第18条

本基準は2011年8月9日より制定し施行する。

本基準は2014年8月1日より改正し施行する。

本基準は2016年2月10日より改正し施行する。